nite
安全とあなたの未来を支えます

News Release

2022 年 9 月 16 日
ＮＩＴＥ（ナイト）
独立行政法人製品評価技術基盤機構
製品安全センター（東京）

『はしごの上で作業しない』　『脚立にまたがらない』
～「はしご・脚立」の誤使用は大ケガにつながります～

１．関東甲信越地方のはしご・脚立の事故

（１）年度別事故発生件数と被害状況

２０１７年度から２０２１年度の間にNITE（ナイト）が収集した製品事故情報※1において、関東甲信越地方の１都９県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）で発生した、はしご・脚立の事故は５４件ありました。はしご・脚立の事故について、関東甲信越の都県別の年度別事故発生件数を表１、被害状況別事故発生件数を表２、原因区分別事故発生件数を表３に示します。

※１ 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。

表１．年度別事故発生件数

		茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	合計
事故発生年度	2017年度				1	1	5	1				8
	2018年度		1	1	4	2	7					15
	2019年度	1			2		4	2	1			10
	2020年度			1	2	1	4	4	1			13
	2021年度				1		2	3	1	1		8
合計		1	1	2	10	4	22	10	3	1	0	54

表２．被害状況別事故発生件数

			茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	合計
被害状況	人的被害	死亡											0
		重傷			1	4	2	12	7	1	1		28
		軽傷	1	1	1	6	2	10	3	2			26
	物的被害	拡大被害											0
		製品破損											0
	被害なし												0
合計			1	1	2	10	4	22	10	3	1	0	54

表３．原因区分別事故発生件数

	区分	事故原因区分説明	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	合計
製品に起因する事故	A	設計、製造又は表示等に問題があったもの				1		2					3
	B	製品および使い方に問題があったもの											0
	C	経年劣化によるもの						1					1
	G３	製品起因であるが、その原因が不明のもの											0
	小計		0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	4
製品に起因しない事故	D	施工、修理又は輸送等に問題があったもの											0
	E	誤使用や不注意によるもの	1	1		4	3	10	6	1	1		27
	F	その他製品に起因しないもの			1	2	1	3	2	1			10
	小計		1	1	1	6	4	13	8	2	1	0	37
その他	G	原因不明なもの			1	2		4	1	1			9
	H	調査中のもの				1		2	1				4
	小計		0	0	1	3	0	6	2	1	0	0	13
合計			1	1	2	10	4	22	10	3	1	0	54

（２）関東甲信越地方において発生した事故の事例

① 不安定な場所に置いたことによる事故
・２０１８年４月、千葉県、重傷
（事故内容）
踏み台を使用中、転倒し、負傷した。
（事故原因）
踏み台は支柱の寸法、肉厚及び硬さに異常は認められないことから、使用者が踏み台を不安定な砂利の上に設置して使用していたため、作業中にバランスを崩して転倒した際、身体が踏み台の支柱の脚部に接触したことで支柱に大きな力が加わり、内側に折れたものと推定される。
なお、取扱説明書及び本体表示には、「安定しない場所には、設置しない。」旨、記載されている。

② 補助者なしで使用したことによる事故
・２０２１年４月、山梨県、重傷
（事故内容）
はしごを使用中、転落し、左手を負傷した。
（事故原因）
はしごに強度等の異常は認められないことから、使用者がはしごを外壁に立て掛けて大人の補助者なしで作業中に、滑り止め用端具が地面から滑る等してバランスを崩し、はしご上に落下したものと推定される。
なお、取扱説明書には、「はしごを使うときは、必ず大人の補助者がはしごを支える。」、「壁に立て掛けた場合、はしごの上から３段目以上の踏ざんに乗らない。」旨、記載されている。

③ 開き止め具をロックしなかったことによる事故
・２０２０年１０月、東京都、軽傷
（事故内容）
踏み台を使用中、脚部が折れて転倒し、打撲を負った。
（事故原因）
踏み台の寸法、肉厚及び硬度に異常は認められず、同等品で開き止め金具をロックせずに天板上を移動する再現試験の結果、片側の脚が折りたたまれて転倒し、事故品と同じ破損状態になったことから、使用者が踏み台を使用する前に開き止め金具をロックせずに作業を行ったため、片側の脚部が折りたたまれ、転落したものと推定される。
なお、取扱説明書には、「止め金具のロック忘れに注意する。」旨、記載されている。

（本件に関する問い合わせ先）
〒151-0066　東京都渋谷区西原２－４９－１０
独立行政法人　製品評価技術基盤機構　製品安全センター　事故調査課
担当者：矢代，佐藤，中野
電話：０３－３４８１－１８２０